

岩手県監査委員告示第 20 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 2 項及び第 4 項の規定により行った監査の結果を次のとおり公表する。

平成 19 年 9 月 4 日

岩手県監査委員 中 平 均  
 岩手県監査委員 工 藤 勝 子  
 岩手県監査委員 菊 池 武 利  
 岩手県監査委員 谷 地 信 子

1 監査対象機関、監査執行年月日及び担当監査委員

監 査 対 象 機 関	監 査 執 行 年 月 日	担 当 監 査 委 員
県南広域振興局花巻総合支局地域支援部	平成 19 年 7 月 18 日	中 平 均 菊 池 武 利
県南広域振興局花巻総合支局保健福祉環境部	〃	〃
県南広域振興局花巻総合支局農林部	〃	〃
県南広域振興局花巻総合支局土木部	〃	〃
県南広域振興局北上総合支局地域支援部	〃	工 藤 勝 子 谷 地 信 子
県南広域振興局北上総合支局保健福祉環境部	〃	〃
県南広域振興局北上総合支局農林部	〃	〃
県南広域振興局北上総合支局土木部	〃	〃
大船渡地方振興局企画総務部	平成 19 年 7 月 31 日	〃
大船渡地方振興局保健福祉環境部	〃	〃
大船渡地方振興局農林部	〃	〃
大船渡地方振興局水産部	〃	〃
大船渡地方振興局土木部	〃	〃
釜石地方振興局企画総務部	平成 19 年 8 月 1 日	〃
釜石地方振興局保健福祉環境部	〃	〃
釜石地方振興局農林部	〃	〃
釜石地方振興局水産部	〃	〃
釜石地方振興局土木部	〃	〃
久慈地方振興局企画総務部	平成 19 年 7 月 12 日	工 藤 勝 子 菊 池 武 利
久慈地方振興局保健福祉環境部	平成 19 年 7 月 11 日	〃
久慈地方振興局農政部	〃	〃
久慈地方振興局林務部	〃	〃
久慈地方振興局水産部	〃	〃
久慈地方振興局土木部	平成 19 年 7 月 12 日	〃
二戸地方振興局企画総務部	平成 19 年 8 月 1 日	中 平 均 菊 池 武 利
二戸地方振興局保健福祉環境部	平成 19 年 7 月 31 日	〃
二戸地方振興局農政部	〃	〃
二戸地方振興局林務部	〃	〃
二戸地方振興局土木部	〃	〃
岩手県花巻保健所	平成 19 年 7 月 18 日	〃
岩手県北上保健所	〃	工 藤 勝 子 谷 地 信 子

岩手県大船渡保健所	平成19年7月31日	工藤勝子	谷地信子
岩手県釜石保健所	平成19年8月1日	〃	
岩手県久慈保健所	平成19年7月11日	工藤勝子	菊池武利
岩手県二戸保健所	平成19年7月31日	中平均	菊池武利
八幡平農業改良普及センター	平成19年8月1日	〃	
中央農業改良普及センター	平成19年7月18日	工藤勝子	谷地信子
大船渡農業改良普及センター	平成19年7月31日	〃	
久慈農業改良普及センター	平成19年7月11日	工藤勝子	菊池武利
二戸農業改良普及センター	平成19年7月31日	中平均	菊池武利

2 監査の結果 以上の機関については、おおむね良好と認められる。なお、次の機関について、留意改善を要する事項は、次のとおりである。

(1) 県南広域振興局花巻総合支局土木部 収入証紙収納額の翌月報告に当たり、報告すべき件数及び金額を少なく報告しているものが4件、33,400円あったので、適正な事務の執行に努められたい。

なお、このほか、適正を欠くと認められるものが3件あったので、組織的なチェック体制を構築するなど、再発防止に努められたい。

(2) 釜石地方振興局企画総務部 特殊勤務手当の支給に当たり、支給すべき金額より少なく支給しているものが2件、31,223円あったので、適正な事務の執行に努められたい。

釜石地方振興局保健福祉環境部 心身障害者扶養共済制度掛金の滞納繰越の調定に当たり、相当期間経過後に調定しているものが、1件、150,000円あったので、適正な事務の執行に努められたい。

(4) 久慈地方振興局農政部 ふるさと農道緊急整備事業野田地区第13号工事の執行に当たり、冬期補正の漏れにより設計額が過少に積算されているものが1件、430,500円あったので、適正な事務の執行に努められたい。

(5) 久慈地方振興局土木部 期限付臨時職員に係る共済費及び賃金の支出に当たり、「(8款)土木費(3項)河川海岸費」から支出すべきところ、「(8款)土木費(2項)道路橋りょう費」から支出しているので、適正な事務の執行に努められたい。

(6) 岩手県二戸保健所 地域活性化事業調整費に係る委託料の執行に当たり、それぞれの経費の精算内容を確認することなく完了確認をし、委託料を支出していたので、適正な事務の執行に努められたい。